

令和7年第4回蔵王町農業委員会総会議事録

第4回蔵王町農業委員会総会は、令和7年4月28日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番 阿部 枝織	2番 平間 拓也	4番 勅使瓦 幸一
5番 我妻 壮一	6番 村上 利雄	7番 杉山 由美子
8番 平間 栄	9番 山家 一彦	

計8名

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

1番 三沢 敏朗	3番 齋藤 秀俊	4番 村上 智彦
5番 大和 憲男	6番 伊藤 政美	7番 平間 昭男
8番 鈴木 好和	9番 大谷 啓一	10番 川村 富士男
11番 佐藤 勝浩	12番 佐藤 雄一	13番 伊藤 杜夫

計12名

欠席農業委員は次のとおりである。

3番 相澤 国弘

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

2番 我妻 敬一郎

事務局職員は次のとおりである。

事務局長 山家 信行
書記 佐藤 和博 齋藤 真澄

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（参与制限）
- 日程第4 第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第5 第4号議案 令和7年度最適化活動の目標設定等について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、農業委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第4回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。（午後1時30分）

議	長	これより会議を開きます。
議	長	只今の出席委員は農業委員8名、推進委員12名であります。3番相澤国弘委員及び2番我妻敬一郎推進委員からは欠席の連絡がありました。
		定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
議	長	これより、令和7年第4回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
		本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
議	長	日程第1議事録署名委員の指名を行います。
		蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、5番我妻壮一委員、6番村上利雄委員の2名を指名いたします。
議	長	日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局 長		[事務局長朗読により説明]
事務局 長		(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。また、現況等については、4名の委員により現地調査済であります。
議	長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
		[6番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
議	長	前回の総会で隣が太陽光発電設備設置で審議しましたが、この場所はそのこと重なっているわけではないか確認したい。
事務局 長		重なってはいません。
議	長	他に質問はございませんか。
		[なしの声あり]
議	長	質疑がございませんので採決いたします。日程第2第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。
議	長	次の日程第3第2号議案は、議事参与の制限がございます。[]委員の退席を求めます。
		([]委員退席)
議	長	日程第3議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について(参与制限)」を議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局長	事務局長朗読により説明
事務局長	(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。また、現況等については、4名の委員により現地調査済であります。
議長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
議長	[7番委員により現況報告]
議長	説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
議長	[なしの声あり]
議長	質問がございませんので採決いたします。日程第3第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
議長	[異議なしの声あり]
議長	異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案どおり承認されました。
	委員の入場を許可します。
	(委員入場)
議長	日程第4第3号議案「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局長	事務局長朗読により説明
	この案件につきましては、当初の予定では4ヶ月で完了するところを1年かかったということや、事後報告になったことについて、申請があった段階で、事務局で注意をしたところであります。また、事務局においても進捗管理を怠っていたことについて、大変申し訳なく思っているところであります。
議長	実際に工事は終わったのでしょうか。
事務局長	工事は終わったようです。
議長	説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
議長	[なしの声あり]
議長	質問がございませんので採決いたします。日程第4第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
議長	[異議なしの声あり]
議長	異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。
議長	日程第5第4号議案「令和7年度最適化活動の目標設定等について」を議題とします。事務局に説明をさせます。
事務局長	事務局長朗読により説明
議長	説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
8番委員	Iの2の認定農業者が113名いて、基本構想水準到達者37名いますが、これはどういう方法で到達したのか。2点目は「遊休農地の解消」で

議 長	緑区分と黄区分がありますが、区分はどういう分け方をしているのか。次に「最適化活動目標」の「1日当たりの活動日数」が月に10日となっていますが、10日というと3日に1回でなかなか難しい。色々な会議の後で話しをしますが、5から6日が限度ではないかと思います。様々な会議の後に話しをしています、月に10回は難しい。 国から示されているのは、このようになっているので、目標としては掲げなければならない。
8 番 委 員	遊休農地が11ヘクタールと記載していますが、現実はどうなのでしょう。解消できないのは「非農地判断もいい」ということですが、おそらく11ヘクタール以上はあると思います。おそらくこの数字の5倍か10倍くらいあると思います。これからどんどん非農地にしてもいいようなので、その辺をどの様に進めていけばよいのか。いかがなものでしょうか。
事 務 局	「基本構想水準到達者」につきましては、農林観光課に確認したものであります。一定の収入、収益を得ている方であり、また、収入については、町民税務課にも確認をしたうえで記載しているものであります。農林観光課、町民税務課の両方に確認をしているものであります。
事 務 局 長	次の緑区分と黄区分についてですが、緑区分については、草刈りなどを行えばまた農地として耕作可能な農地であり、黄区分は草刈りなどの作業で再生できる状態ではないものを指し、緑区分よりも再生に手間がかかる農地ということになります。現実的には、なかなか農地に復旧するのは難しい農地であるとも言えるのではないかと思います。
8 番 委 員	それは誰が判断するのか。黄区分が0になっているのは。
事 務 局 長	この数字（11ヘクタール）については、令和3年度に調査をしたのではないかと思います。その時に現地を確認した面積の合計を記載してのではないのでしょうか。ですので現実的には、先ほど話しがあったようにこの5倍、10倍くらいはあるのではないかと思います。 それともう1点の活動日数についてですが、現実的には難しいということですが、これはあくまでも目標ですので、この7から8割は達成したいと考えています。
議 長	他にご意見ございませんか。
4 番 委 員	先ほどの説明の中で、直近の農林業センサスが2020年で、今回が2月1日現在で、2025年でやっています。その結果はいつ公表されるのでしょうか。
事 務 局 長	おそらく集計には1年近くはかかると思われます。全国的な調査ですので、ホームページに掲載されるまでは相当時間がかかると思われます。
4 番 委 員	昨年と一昨年のを私なりに比較してみましたが、「農家・農地等の概要」は、すべて同じ数字でした。ただ、耕地面積は毎年、違っています。

事務局 長	ということは「農林業センサスだけではない」ということだと思います。この数字はどうしているのか。あやふやでありました。また、遊休農地の件についてですが、8番委員が言ったとおり毎年11ヘクタールではおかしいと思います。やる気がないのではないかと思っていました。こういう数字をだしていいものかと思っていました。前年度の数字をスライドさせて記載するのはどうかと思います。我々にも責任があるものです。遊休農地は、一年ごとに違ってくるものと思っていたものですから。
4番 委 員	耕地面積については、宮城県や東北農政局がチェックをして、修正箇所があれば修正します。そうした指導を受けた結果を記載しています。
議 長	「農林業センサスのデータを記載しています」と言えばそれまでですが、毎年、農地は動いています。その辺は把握できるはずですから、そのデータを使用した方がいいと思うのですが。
議 長	ここまで耕作放棄地がでているのであれば、農業委員会の農地調査だけでは到底、調べることはできないので、農協や農林観光課などと連携して調べない限りは正確な面積を把握するのは難しいです。現在、分かる範囲で記載するしかないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	他にご意見ございませんか。
議 長	質問がございませんので採決いたします。日程第5第4号議案は原案のとおり公表することに決してご異議ございませんか。
議 長	[異議なしの声あり]
議 長	異議なしと認めます。よって第4号議案は原案のとおり公表することといたします。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。
	(午後2時11分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和 7 年 4 月 30 日

議長

山家一彦

5番

我妻壮一

6番

村上利雄